

学校法人日本聾話学校寄附行為

東京都町田市野津田町並木一九四二

日本聾話学校

理事長 梅津 順一

昭和二十六年三月十三日	学校法人認可
昭和二十六年九月二十七日	一部改正認可
昭和三十四年五月十五日	一部改正認可
昭和四十三年八月二十六日	一部改正認可
昭和五十二年三月十一日	一部改正認可
平成五年五月二十四日	一部改正認可
平成十七年九月六日	一部改正認可
平成十九年九月十九日	一部改正認可
平成二十年十一月十二日	一部改正認可
平成二十三年八月十八日	一部改正認可
平成二十四年十月十二日	一部改正認可
平成二十五年三月二十二日	一部改正認可
令和二年三月十二日	一部改正認可

学校法人

日本聾話学校

寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人日本聾話学校と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都町田市野津田町並木一九四二番地におく。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づき、聴覚障がい児のための聴覚主導の人間教育を行うことを目的とする。

(設置する学校及び施設)

第四条

- この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校及び施設を設置する。
- 一 日本聾話学校(特別支援学校)
 - 二 ライシャワ・クレーマ学園(児童発達支援センター)

第二章 役員及び理事会

(役 員)

第五条

- 1 この法人には、次の役員をおく。
 - 一 理事 十五名
 - 二 監事 二名
- 2 理事のうち、一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理 事 会)

第六条

- 1 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。
- 5 理事長は、理事総数の三分の二以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
8 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を示した者は出席者とみなす。また、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

9 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に特段の定めがある場合を除く外、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

11 第十五条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

12 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（理事長の職務）

第七条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第八条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

（理事長の職務の代理又は代行）

第九条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、次に定める理事の順で理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。

- 一 理事長があらかじめ指名する他の理事
- 二 第十条第1項第一号に掲げる理事

（理事の選任）

第十条 1 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 日本聾話学校の校長
- 二 評議員の内からその選任した者 七名

- 3 一 本法人に縁故ある学識経験者又は功労者の中から前二号に規定する理事の過半数により選任された者 七名
- 2 前項第一号及び第二号に規定する理事は、校長及び評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 理事は、キリスト教の信者でなければならない。

(業務の決定の委任)

第十一条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めた事項については、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十二条 1 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事二名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。
3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(顧問)

第十三条 1 本法人に顧問をおくことができる。
2 顧問は、本法人に功労があつたものうちから理事会が委嘱する。
3 顧問は、本法人の業務について理事長の諮問に答える。
4 顧問は、理事会並びに評議員会に随時出席して意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。

(監事の選任)

第十四条 1 監事は、理事およびこの法人の職員(校長、教員その他職員も含む)又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
3 監事には、その選任の際現にこの法人の役員又は職員でないものを一人以上選任するものとする。ただし、最初の

選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかった者は、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

(監事の職務)

第十五条

1 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること
- 二 この法人の財産の状況を監査すること
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

2 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第十六条

- 1 役員（第十条第一項第一号に規定する理事を除く。この条文中以下同じ。）の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあつては、その職務を含む）を行う。

(役員の補充)

第十七条

理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第十八条

1 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第三十八条第8項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至つたとき

(役員報酬)

第十九条

役員は無報酬とする。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第二十条

1 評議員会は、三十一名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会に議長をおき会議のつど評議員の互選で定める。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場

- 5 合には、その請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。
 - 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 7 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。また、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
 - 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
 - 10 前項の場合において議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第二十一条

- 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。
- 一 予算及び事業計画
 - 二 借入金及び基本財産の処分並びに積立金の処分
 - 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 四 寄附行為の変更
 - 五 合併
 - 六 目的たる事業の成功の不能に因る解散
 - 七 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - 八 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - 九 寄付金品募集に関する事項
 - 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(評議員の選任)

第二十二条

- 1 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 日本聾話学校の校長

- (評議員の任期)
- 第二十三条
- 1 評議員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
 - 2 評議員は、再任されることができる。
 - 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 2
- 二 この法人の職員のうちから理事会において選任された者 四名
 - 三 この法人の設置する学校を卒業したもので年齢二十五年以上のものうちから理事会において選任された者三名
 - 四 評議員会から選任された理事以外の理事 五名
 - 五 キリスト教の信者で理事会において選任された者 十名
 - 六 この法人に係のある学識経験者及び功労者で前各号に規定する評議員の過半数により選任された者 八名
- 前項第一号第二号及び第四号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の校長、職員及び理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

- (評議員の解任及び退任)
- 第二十四条
- 1 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
 - 2 評議員は、次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

- (議事録)
- 第二十五条
- 第十二条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十六条

この法人の資産は、次の通りとする。

- 一 財産目録記載の財産
- 二 授業料、入学金及び入学考査料
- 三 資産から生ずる果実
- 四 収益を目的とする事業から生ずる収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第二十七条

1 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産に区分する。

2 基本財産、運用財産及び収益事業用財産は、私立学校法施行規則の規定による区分に従い、

財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産をもって構成する。

3 運用財産は、法施行規則の規定による区分に従い、財産目録中運用財産に編入された財産その他

基本財産以外の財産とする。

4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第二十八条

基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十九条

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は定額郵便貯金もしくは確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金及び入学考査料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十一条 この法人の会計は、学校の経営に関する学校会計と収益を目的とする事業に関する会計とに分ける。

(予算及び事業計画)

第三十二条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十三条 1 決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十四条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金についても同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十五条 1 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があつた場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、こ

れを閲覧に供しなければならない。
前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第六章 収益を目的とする事業

(収益事業)

第三十六条

第三条の目的達成に寄与するため、私立学校法第二十六条に規定する事業を行う場合には、この寄附行為を変更するものとする。

(経費の支弁)

第三十七条

収益を目的とする事業に関する経費は、収益事業用財産より生ずる果実、収益事業の収入、寄付金その他をもって支弁する。

(利益金の処分)

第三十八条

毎会計年度において事業会計の決算上利益金を生じた場合には、そのうち必要な金額を事業資金として保留し、残金は学校会計に繰り入れるものとする。

第七章 ライシヤワ・クレーマ学園（児童発達支援センター）

(事業の内容)

第三十九条

学齢未満の難聴幼児に基礎的教育を施す。

(経費の支弁)

第四十条

ライシヤワ・クレーマ学園の経営に要する経費は、児童福祉法による通所利用者負担額と障害児通所給付費を充てる。

第八章 解散

(解 散)

第四十一条 1 この法人は、私立学校法第五十条第1項第三号から第六号までに掲げる事由によるほか、理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。

2 前項の事由による解散は、東京都知事の認可を受けなければその効力を生じない。

3 目的たる事業の成功不能による解散は、出席した理事の三分の二以上の議決がなければならぬ。

4 前項の事由による解散は、東京都知事の認可を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第四十二条

解散した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決によって選定されたものに帰属する。

(合 併)

第四十三条

この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

第九章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十四条

1 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十五条 この法人の公告は、日本聾話学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十六条 この寄附行為その施行についての細則は、理事会において定める。

(設立の際の理事)

第四十七条 この学校法人設立の際の理事は、次のとおりとする。

小崎道雄	大嶋功	L・F・クレーマ	P・S・メーヤ
F・M・オルトマン	真鍋 頼一		

附 則

一 この寄附行為は、東京都知事認可の日から施行する。